

青森県立八戸高等支援学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの科でも、どの学級でも、どの生徒にも起こる可能性がある」という認識に立ち、本校の生徒が豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「青森県立八戸高等支援学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、科、学級内に、まわりの人を思いやるとともに、いじめを許さない雰囲気を作ります。
- 生徒、教職員の人権意識を高めます。
- 生徒同士、生徒と教職員をはじめとする校内での温かい人間関係を築きます。
- いじめのサインを見逃さず、発見した場合には学校一丸となって適切な指導を行い、早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域・関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものを示す。

学校では、何らかの方法で「いじめ」を訴えてきた生徒、保護者の立場に立ち、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応する。また、けんかであってももしっかり調査した上で対応する。

2 いじめを未然に防止するために

(1) 生徒に対して

- ・生徒一人一人の気持や行動が受け止められ、お互いを大切にし、学級や学校の一員として自覚できるような学級、学校作りを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・思いやりの心や生徒一人一人がかけがいのない存在であるといった命の大切さを様々な学習をとおして育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒が持つよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ない振りをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他の指導者や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。知らせることは決して悪いことではないことを併せて指導する。

(2) 教員に対して

- ・生徒一人一人が安心でき、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自ら主体的に活動でき、学習に対して達成感・成就感を得られる授業を行うよう努める。
- ・指導者が「いじめは決して許さない」という姿勢を持っているということを、様々な場面で生徒に示す。
- ・生徒の行動や言動の意味や背景を理解するよう努めながら、一人一人の変化に気付くことのできる感覚を磨く。
- ・生徒や保護者の気持ちに寄り添い、訴えを親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめへの対処等「いじめ問題」についての理解を深める。自分自身の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まず、管理職や科主任、同僚への報告を行い、協力しながらチームで対応する。

(3) 学校全体として

- ・教育活動全体を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関する聞き取りを学期に1回以上行い、必要に応じて生徒の状況、様子の変化などを共通理解する。
- ・「いじめ」について本校職員の理解と実践力を深める。
- ・管理職が、朝会等で「いじめ問題」に関する話題を取り上げ、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気付いたときには、すぐに担任や、まわりの大人に知らせることの大切さを生徒に伝える。
- ・生徒の行動について、必要があれば学校全体で共通理解する。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実に努める。

(4) 保護者に対して

- ・生徒からの気になる変化に気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、関係機関の連携を深めることが大切であることを、保護者懇談等で伝えて、理解と協力をお願いする。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

(1) 早期発見に向けて・・・「変化に気付く」

- ・生徒の様子を担任をはじめ、多くの指導者で見守ることができるようにし、気付いたことを共有できるようにする。
- ・気になる変化が認められた生徒に対しては、注意深く観察を行うとともに、安心感を持たせることができるよう関わる。
- ・日頃の注意深い観察や聞き取りなどをおして生徒の人間関係や悩みなどの把握に努め、気持を受け入れ、共に解決していこうとすることで信頼関係を深める。

(2) 相談ができる・・・「誰にでも」

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめられている生徒、保護者からの訴えを親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、支え、いじめから守る姿勢で対応することを伝える。
- ・いじめられている生徒が、不安を解消し、自信を持つことができるよう励ます。
- ・いじめに関する報告、相談を受けた指導者は、管理職、科主任、生徒指導主事に報告すると共に、いじめ防止対策委員会をとおして校内で情報を共有するようにする。

(3) 早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」

- ・指導者が気付いたあるいは生徒や保護者から報告や相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、周囲の状況やそれまでの経過などを含め、構造的に問題を捉える。
- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・いじめている生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめめることをやめさせる。
- ・いじめめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめているか、ということに気付かせるよう指導する。
- ・いじめてしまう気持ちを聞き、その生徒の心の安定を図るよう指導する。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について学校と連携し合っていくことを伝える。

(4) 真摯に対応を・・・「重大事態の発生」

- ・重大事態とは
 - ア 生徒が自殺を図った場合
 - イ 生徒が精神性の疾患を発症した場合
 - ウ 生徒が身体に重大な傷害を負った場合
 - エ 生徒が高額の金品を奪い取られた場合
- ・重大事態が発生した際は、事実関係を把握し、速やかに県教育委員会に報告する。
- ・いじめを受けた生徒の安全を最優先に確保し、心のケアと学校復帰に全力を尽くす。
- ・いじめを受けた生徒、保護者への説明責任を自覚し、個人情報の取り扱いに配慮しながら、真摯に情報を提供する。
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）により適切に対応する。

(5) いじめ解消について

- ・いじめの解消は、いじめに係る行為が3ヶ月以上止んでいること、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないという2つの要件を満たしたときをさす。

4 校内体制について

- ・校務分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、科主任、いじめ防止専門員、保健主事、生徒指導主事、ハートフルリーダーとする。
- ・いじめ防止専門員の委嘱をし、いじめ防止に関わる助言をいただく。
- ・年3回、いじめ防止対策委員会を開催し、方針の確認や情報交換等を行う。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ・いじめの相談、報告があった場合には、当該科主任、担任を加え、事実関係の把握、関係生徒・保護者への対応等を行う。必要に応じて指導の方針・方法の決定、実際の指導・援助、関係機関・県教育委員会への報告等について協議して行う。いじめに関する情報については、個人情報の取り扱いに十分配慮しながら、本校の職員が共有できるようにする。・・・表1、表2
- ・学校評価においては、年度ごとの取組について生徒、保護者からの聞き取り、アンケート調査、職員の調査を行い、その結果を公表し次年度の取組の改善に生かす。
- ・学校いじめ防止プログラム（例）を作成し、計画的な指導や対応にあたる。・・・表3

5 関係機関との連携について

- ・いじめの事実を確認した場合の県教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、県教育委員会に指導・助言を求めて、学校として組織的に動く。
- ・本校の生徒と関わる関係機関（児童福祉施設、各施設、実習先等）との連携を密にする。
- ・生徒の実態、状況について、日頃から必要な情報については共有する。関係する生徒に「いじめ」が認められた場合にはその情報を提供するかどうか吟味した上で、必要に応じていじめの事実関係について情報を共有し、対応することとする。その場合、個人情報の取り扱いについては十分に配慮する。

6 評価

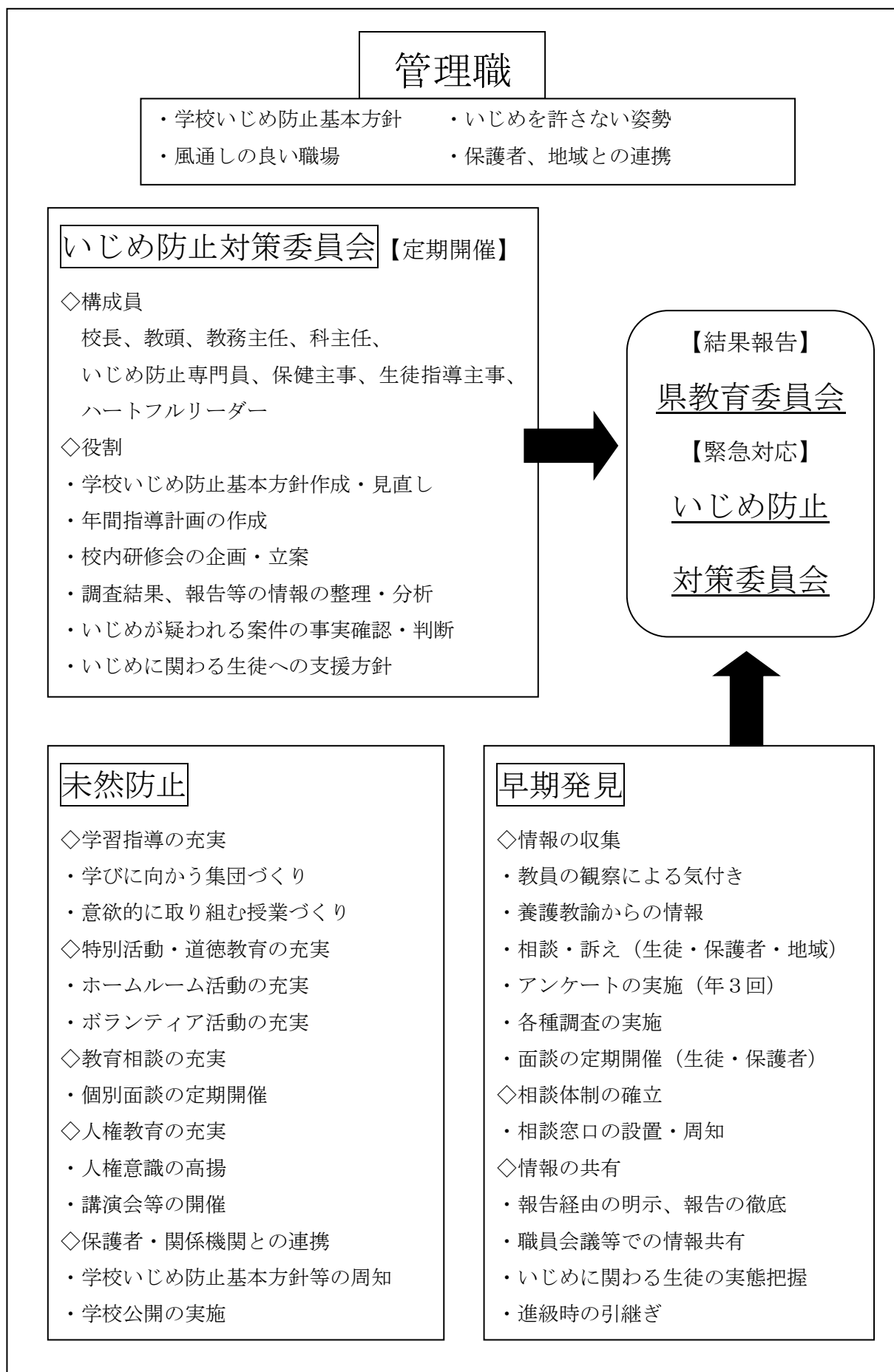
- ・年度末に、いじめ防止（未然防止・早期発見等）に対する学校の取り組みについて職員・保護者により評価してもらおうと共に、効果的な提案や意見を積極的に取り入れる。

附 則

- ・平成29年 4月 1日 作成
- ・平成30年 2月14日 改訂
- ・令和 6年 4月 1日 一部改訂

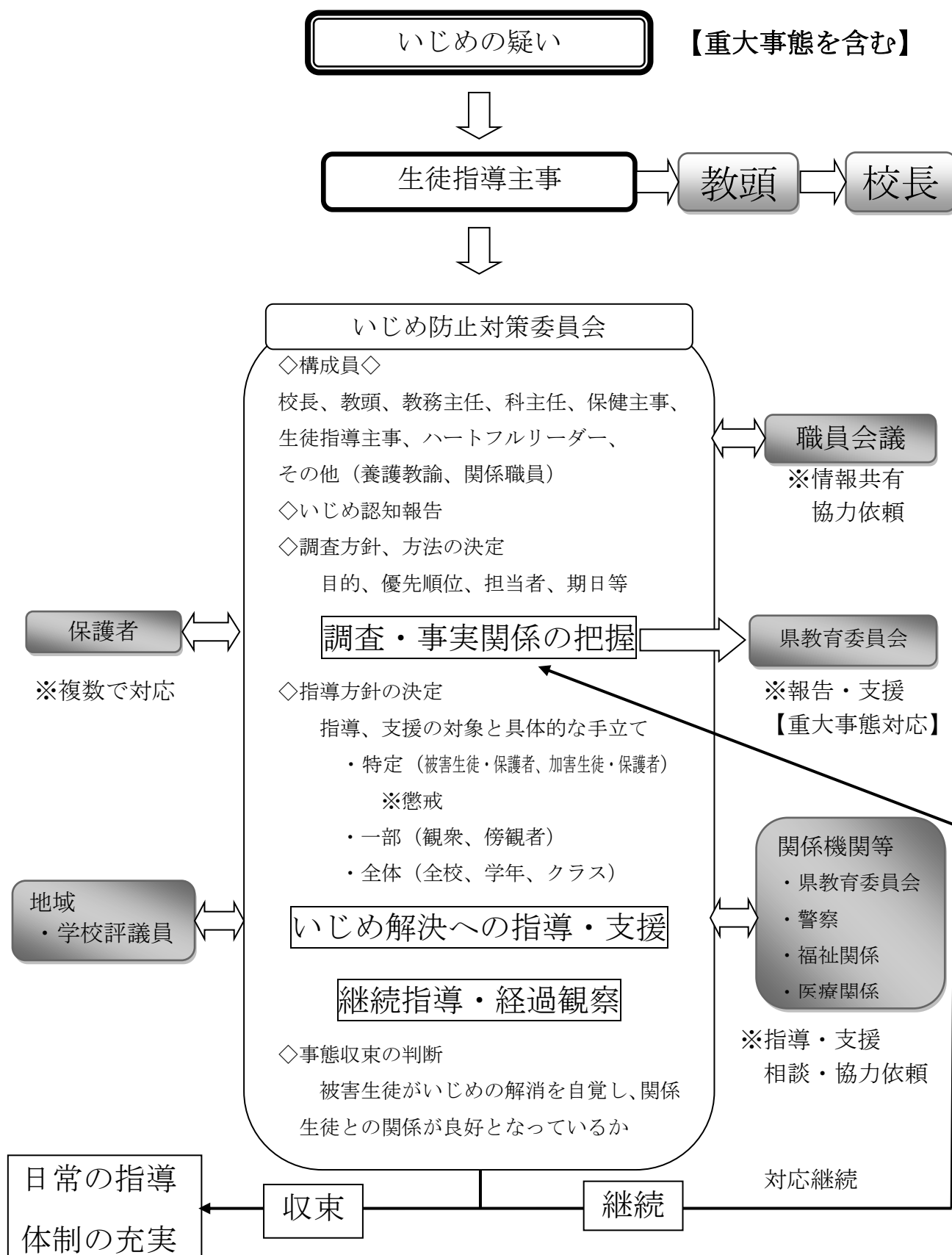
(表 1)

日常の指導体制（未然防止・早期発見）



(表2)

緊急時の組織的対応（いじめへの対応）



※いじめは解消しても継続した指導が必要

(表 3)

学校いじめ防止プログラム (R6 年度)

時期 (いつ)	実施内容等 (なにを)	場面 (どこで)	対象 (だれに)	主管 (だれが)
通年	・ 日常の生徒観察	学習活動全般	生徒	教職員
4 月	・ 基本方針の確認と共通理解 ・ 学級開き (人間関係づくり、学級のルール) ・ 保護者面談 ・ 第 1 回いじめ防止対策委員会の開催	職員会議 学級活動 面談週間 防止委員会	教職員等 生徒 保護者 教職員等	ハートフルリーダー 学級担任 学級担任 生徒指導主事
5 月	・ 「いじめ防止対策」説明及び啓発 ・ いじめに関する校内研修会 ・ 生徒指導会議 ・ 発達段階に応じたいじめ問題の指導	参観日 職員会議等 分掌、職員会議 学習活動	保護者 教職員 教職員等 生徒	校長 ハートフルリーダー 生徒指導主事 学級担任等
6 月	・ アンケートの実施 ・ 教育相談活動 ・ 生徒指導会議 ・ コミュニケーションに関わる指導 ・ 挨拶運動	各学級 学習活動等 分掌、職員会議 学習活動 登校	生徒 生徒 教職員等 生徒 生徒	ハートフルリーダー 学級担任等 生徒指導主事 学級担任 PTA、生徒会
7 月 8 月	・ 第 2 回いじめ防止対策委員会の開催 ・ アンケート結果の公表 ・ 保護者面談 (任意) ・ 生徒指導会議 ・ 思いやりや命の大切さを育む指導	防止委員会 職員会議 夏季休業中 分掌、職員会議 学級活動	教職員等 教職員等 保護者 教職員等 生徒	生徒指導主事 ハートフルリーダー 学級担任 生徒指導主事 学級担任
9 月	・ 生徒指導会議 ・ コミュニケーションに関わる指導	分掌、職員会議 学習活動	教職員等 生徒	生徒指導主事 学級担任等
10 月	・ 生徒指導会議 ・ 挨拶運動	分掌、職員会議 登校	教職員等 生徒	生徒指導主事 PTA、生徒会
11 月	・ アンケートの実施 ・ 教育相談活動 ・ 生徒指導会議	各学級 学習活動等 分掌、職員会議	生徒 生徒 教職員等	ハートフルリーダー 学級担任等 生徒指導主事
12 月 1 月	・ アンケート結果の公表 ・ 保護者面談 ・ 生徒指導会議 ・ 学校評価 (保護者、教職員) ・ 第 3 回いじめ防止対策委員会の開催 ・ いじめ防止基本方針の見直し	家庭 面談週間 分掌、職員会議 参観日、職員会議 防止委員会 防止委員会	職員、保護者 保護者 教職員等 職員、保護者 教職員等 教職員等	ハートフルリーダー 学級担任 生徒指導主事 教頭 生徒指導主事 ハートフルリーダー
2 月	・ 生徒指導会議	分掌、職員会議	教職員等	生徒指導主事
3 月	・ 生徒指導会議	分掌、職員会議	教職員等	生徒指導主事